



電話による申告相談をご利用ください

開設期間 (“確定申告”電話相談センター) 1月17日(水)から3月15日(金)まで

所得税および復興特別所得税・贈与税・消費税および地方消費税の確定申告に関するご質問やご相談にお答えします。

なお、土・日・祝日については、2月18日(日)および2月25日(日)のみ、電話相談を行っております。

受付時間 8:30から17:00まで

自動音声のご案内します 国税相談専用ダイヤル(0570-00-5901)

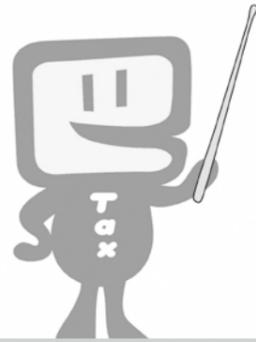
国税相談専用ダイヤル(0570-00-5901)にお電話いただき、自動音声案内に従い、「0」番を選択してください。



e-Tax・作成コーナーヘルプデスクのご案内

e-Taxソフト・確定申告書等作成コーナーの事前準備、送信方法、エラー解消などの使い方に関する問い合わせの専用窓口としてヘルプデスク(0570-01-5901)を設置しています。

申告などの内容に関する事項、税法関連事項については、AIを活用した税務相談「チャットボット」をぜひご利用ください。



その質問、チャットボットに相談しませんか?



税務職員ふたば

スマホでのご利用はこちらから▼

- ・ 所得税の確定申告
- ・ 消費税の確定申告
- ・ インボイス制度



24時間利用可能

・チャットボットは、AI(人工知能)が自動で回答するウェブサービスです。国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp>)からご利用いただけます。
・メンテナンス等によりご利用できない場合があります。

税務署からのお知らせ 確定申告について

確定申告は マイナンバーカードとスマホですますます便利に!

✓ 確定申告書は、e-Taxで便利に作成できます

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」は、スマホやパソコンから画面の案内に沿って金額などを入力するだけで、申告書や青色申告決算書・収支内訳書の作成・e-Taxによる送信ができます。



確定申告書など作成コーナーはこちら!



✓ マイナンバーカードを使ってさらに便利に

令和5年分確定申告からは、新たに給与所得の源泉徴収票・国民年金基金掛金・iDeCo・小規模企業共済掛金の控除証明書などがマイナポータル連携(自動入力)の対象となります。



マイナポータル連携の詳細についてはこちら



税務署から 確定申告会場についてのお知らせ



開設期間 2月16日(金)から3月15日(金)まで(土・日・祝日を除く。)

※上記の期間より前は、確定申告会場を設置しておりませんのでご注意ください。

ただし、作成済みの申告書などの提出は受け付けております。なお、贈与税や土地などの譲渡所得について申告相談を希望される方は、担当職員が従事している、3月4日(月)以降にお越しください。

受付時間など 8:30から16:00まで(相談開始は9:00から)

混雑緩和のため、会場への入場には、入場できる時間帯が指定された「入場整理券」が必要です(作成済申告書の提出のみであれば不要)。入場整理券は当日配付しますが、LINEを通じたオンライン事前発行も可能です。なお、入場整理券の配付状況に応じて、16:00前であっても受付を終了する場合があります。

国税庁LINE公式アカウントはこちら



確定申告会場では、原則、ご自分のスマートフォンを操作し、申告書を作成していただけます。会場にお越しの方で、スマートフォンをお持ちの方は、スマートフォンをご持参ください。



マイナンバーカードをお持ちの方は、利用者証明用電子証明書(数字4桁)および署名用電子証明書(英数字6~16桁)のパスワードをご確認の上、必ずご持参ください。